

令和7年度被扶養者資格再確認業務の実施について

1 実施方法と昨年度からの変更点

(1) 被扶養者資格再確認業務

被扶養者状況リスト（以下「リスト」という。）等を事業所へ送付・返送いただくことにより実施します。変更点は以下のとおりです。

	(今年度)	(昨年度)
送付事業所数	約40万事業所(予定)	約134万事業所
確認対象者	<u>以下のいずれかに該当する被扶養者</u> ①健康保険の資格が重複している可能性が高い者 ②同居が要件となっている続柄の者のうち、被保険者と別居している可能性が高い者 ③令和6年中の課税収入額が一定の金額を超過している者(18歳未満の者や直近で認定された者を除く) <u>※上記に該当する被扶養者がいない場合は、被扶養者状況リストはお送りいたしません。</u>	<u>すべての被扶養者</u> ※18歳未満の者や直近で認定された者を除く
添付書類の提出	<u>「一時的な収入変動」に係る事業主証明のみ必要</u>	必要な場合あり
リストの形状、欄	事業主控え <u>なし</u> (単票式) <u>※必要に応じてコピーをとって保管ください。</u> 確認区分欄 <u>なし</u>	事業主控え <u>あり</u> (複写式) 確認区分欄 <u>あり</u>
確認観点	<u>以下の観点に沿って確認</u> ①他の健康保険に加入していないか ②同居要件の続柄の者が別居していないか ③被扶養者の年収*が収入要件を満たしているか ④(別居の場合のみ)被扶養者の年収*が仕送り額より少ないか *収入要件を超過している場合はその原因が人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであるか	<u>確認区分欄に応じた観点で確認</u>

異動届の 提出先	<u>原則、日本年金機構へ電子申請。</u> 電子申請が 難しい場合は引き続き協会けんぽへ郵送 (紙媒体で提出する場合で、お急ぎの場合は日 本年金機構)	原則、協会けんぽへ郵送 (お急ぎの場合は日本年金 機構)
-------------	---	------------------------------------

2 実施期間

- (1) 被扶養者状況リスト送付時期
令和7年10月上旬～10月下旬 (予定)
- (2) 被扶養者状況リスト提出期限
令和7年12月12日 (金)

3 送付物

- ・被扶養者状況リスト
- ・説明用リーフレット
- ・被扶養者調書兼異動届 (削除用)
- ・マイナ保険証利用促進チラシ
- ・返信用封筒 (協会私書箱宛て)

4 被扶養者状況リストの社会保険労務士様への送付について

被扶養者状況リスト等の社会保険労務士様への送付を希望する場合は、以下の方法にて協会支部へお手続きをお取りください。

(1) 受託事業所様の承諾

社会保険労務士様あてに被扶養者状況リスト等を送付することについて、受託事業所様に事前に承諾を得てください。

(2) 同意事業所一覧表の作成 (別紙3、別紙5参照)

承諾を得た事業所様について、以下の点にご留意いただき同意事業所一覧表を作成してください。

- ①協会支部別 (都道府県別) に作成。
- ②「通番」欄については、協会支部ごとに1番から順に番号を記入。
- ③記載する事業所記号は、必ず「数字 (被保険者証上部に表示されている7桁もしくは8桁のもの)」を記載。

※同意事業所一覧表は、前年度に提出していたとしても改めて提出が必要です。

(3) 誓約書の作成 (別紙2、別紙4参照)

以下の内容を含んだ、誓約書を作成してください。

- ①受託事業所の事業主様から事前に承諾を得ていること。
 - ②提出期日までに提出すること。
 - ③社会保険労務士様あてに直接送付することについて、受託事業所様と何らかの理由によりトラブルとなった場合、協会けんぽには一切の責任がないこと。
- ※誓約書は、前年度に提出していたとしても改めて提出が必要です。

(4) 協会支部への提出

誓約書及び同意事業所一覧表を、令和7年8月8日（金）までに管轄の協会支部に提出（郵送）してください。

※同意事業所一覧表及び誓約書については、社会保険労務士様において、その写しを保管してください。

5 社会保険労務士様へ被扶養者状況リスト等の送付

被扶養者状況リストは、同意事業所一覧表に記載されている社会保険労務士様の事務所所在地に令和7年10月中旬以降、順次発送いたします。

（被扶養者状況リストのほか、説明用リーフレット、返信用封筒等を該当事業所分同封いたします。）

なお、昨年度同様、リスト等は本部委託業者から一括で発送いたします。

6 被扶養者状況リスト等の提出

確認が完了した被扶養者状況リスト等の提出については、以下の点に特にご留意いただき、提出してください。

- (1) 返信用封筒にて、事業所単位で送付してください。
- (2) 今年度より、被扶養者状況リスト等の写しの返送については、原則対応を致しかねますのでご理解、ご協力をお願いします。

7 協会けんぽにおける情報の利用

社会保険労務士様より提出いただいた同意事業所一覧表は、協会支部が都道府県社会保険労務士会様等への委託業務として実施する「事業者健診結果データの提供にかかる同意書の取得業務」等の健診等勧奨業務において、協会支部が勧奨事業所を選定するための情報として利用することがあります。

※都道府県社会保険労務士会様等と協会けんぽとの間で上記の健診等勧奨業務にかかる委託契約を締結していない場合は、同意事業所一覧表の情報は利用いたしません。